3）床

⑴　外気に接する部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱材の施工法】□内断熱工法　□外断熱工法

□充填断熱工法　□外張断熱工法　□内張断熱工法

【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）（厚さ　　㎜）

□熱貫流率（　　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　　（㎡・K）／W）

⑵　その他の部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱材の施工法】□内断熱工法　□外断熱工法

□充填断熱工法　□外張断熱工法　□内張断熱工法

【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）（厚さ　　㎜）

□熱貫流率（　　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　　（㎡・K）／W）

4）土間床等の外周部分の基礎

⑴　外気に接する部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）（厚さ　　㎜）

□熱貫流率（　　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　　（㎡・K）／W）

⑵　その他の部分

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】□断熱材の種別及び厚さ（種別　　）（厚さ　　㎜）

□熱貫流率（　　W／（㎡・K））　□熱抵抗値（　　（㎡・K）／W）

5）開口部

【開口部比率】（　　）　【開口部比率区分】（　　）

【断熱性能】□建具等の種類（建具の材質・構造　　）

（ガラスの種別　　）

□熱貫流率　（　　W／（㎡・K））

【日射遮蔽性能】

□ガラスの日射熱取得率（日射熱取得率　　）

□付属部材　（南±25度に設置するもの　　）

（上記以外の方位に設置するもの　　）

□ひさし、軒等

6）構造熱橋部

【該当箇所の有無】□有　□無

【断熱性能】断熱補強の範囲（　　㎜）　断熱補強の熱抵抗値（　　（㎡・K）／W）

⑵　空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置

【暖房】暖房設備（　　）

効率（　　）

【冷房】冷房設備（　　）

効率（　　）

【換気】換気設備（　　）

効率（　　）

【照明】照明設備（　　）

【給湯】給湯設備（　　）

効率（　　）

2．備考

（注意）

1．各面共通関係

①　この様式において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）において使用する用語の例によります。

②　この様式において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

⑴　一戸建ての住宅　一棟の建築物からなる一戸の住宅

⑵　共同住宅等　共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅

2．第一面関係

①　申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載してください。

②　申請者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）の記載を自署で行う場合には、押印を省略することができます。

3．第二面関係

①　【6．建築物の用途】の欄は、該当するチェックボックスに「V」マークを入れてください。

②　【7．建築物の住戸の数】の欄は、【6．建築物の用途】で「共同住宅等」又は「複合建築物」を選んだ場合のみ記載してください。

③　【9．基準省令附則第3条又は第4条の適用の有無】の欄は、該当するチェックボックスに「V」マークを入れ、「有」の場合は申請に係る建築物の新築工事の竣工年月日を記載してください。

④　【11. 該当する地域の区分】の欄において、「地域の区分」は、基準省令第1条第1項第2号イ⑴の地域の区分をいいます。

⑤　【12. 建築物全体のエネルギー消費性能】の欄は、以下の内容に従って記載してください。

「1．外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。

⑴　申請に係る建築物が一戸建ての住宅の場合のみ記載してください。

⑵　「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」、「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」、「国土交通大臣が認める方法及びその結果」又は「基準対象外」の該当するチェックボックスに、「V」マークを入れた上で記載してください。「外皮平均熱貫流率」及び「冷房期の平均日射熱取得率」については、それぞれの基準値（基準省令第1条第1項第2号イ⑴の表に掲げる数値をいう。）と併せて記載してください。「外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準」を用いる場合は、別紙に詳細を記載してください。

⑶　この欄において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次のとおりとします。

ⅰ）外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する仕様基準　基準省令第1条第1項第2号イ⑵に規定する国土交通大臣が定める基準をいいます。

ⅱ）基準対象外　基準省令附則第4条第1項の規定の適用を受ける場合をいいます。

「2．一次エネルギー消費量に関する事項」については、以下の内容に従って記載してください。

⑴　申請に係る建築物が非住宅建築物の場合は「⑴非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」に、住宅の場合は、「⑵住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第1条第1項第3号イの基準による場合は、非住宅部分及び住宅部分について、それぞれ「⑴非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分」及び「⑵住宅又は複合建築物の住宅部分」に記載してください。申請に係る建築物が複合建築物であって、基準省令第1条第1項第3号ロの基準による場合は、複合建築物全体について「⑶複合建築物」に記載してください。